

宍粟市教育委員会規則第2号

宍粟市立中学校寄宿舎設置及び管理に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年2月15日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市立中学校寄宿舎設置及び管理に関する規則を廃止する規則

宍粟市立中学校寄宿舎設置及び管理に関する規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第24号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。